

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第43号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第2号から」を「第1号の2から」に改め、同条第1号中「又は」を「（次号において「耐火建築物」という。）又は」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(1)の2 耐火建築物であること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第44号

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成26年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第10条第6項」を「第10条第7項」に改める。

第10条第10項中「第2号から第8号までの」を「次に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第3項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項ただし書中「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第14条第2項ただし書の規則で定める要件は、園舎と園庭の一体的な運営を確保することができるとともに、園舎と園庭との間を子どもが徒歩で安全に移動することができることとする。

附則第7項及び第8項中「第10条第10項」を「第10条第11項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目 次

規 則

- 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（子ども子育て支援課） 20
- 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（子ども子育て支援課） 20

告 示

- 救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………（地域医療課） 21
- 救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………（地域医療課） 21
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 21
- 土地改良区事業計画の変更申請の適否の決定……………（農業施設管理課） 22
- 土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 22
- 知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 22
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 22
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 23
- 森林法による通知に代える公示……………（治山課） 23
- 道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 23
- 都市計画の変更の決定……………（都市計画課） 23

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 24
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 25

道公安委員会規則

- 金属くず回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 26
- 道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 26

規 則

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月8日

告 示

北海道告示第734号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

また、届出のあった救急病院の申出書は、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年11月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 名称 手稲いなほ外科・整形外科
- (2) 所在地 札幌市手稲区稲穂2条3丁目6番1号
- 2(1) 名称 小林整形外科
- (2) 所在地 紋別市真砂町2丁目3番25号
- 3(1) 名称 黒澤病院
- (2) 所在地 帯広市大通南4丁目1番地

北海道告示第735号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

令和元年11月8日

北海道知事 鈴木直道

札幌市の項市立札幌病院の事項、札幌中央病院の事項、医療法人社団土田病院の事項、松田整形外科記念病院の事項、医療法人社団北札幌病院の事項、医療法人社団石垣整形外科病院の事項、医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院の事項、社会医療法人北楡会札幌北楡病院の事項、社会医療法人仁陽会西岡第一病院の事項、KKR札幌医療センターの事項、医療法人北海道整形外科記念病院の事項及び医療法人社団明日佳札幌宮の沢脳神経外科病院の事項中「平成31.10.31」を「令和4.10.31」に改め、同項中手稲いなほ外科・整形外科の事項を削る。

函館市の項市立函館南茅部病院の事項中「平成31.10.31」を「令和4.10.31」に改める。

小樽市の項社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院の事項中「平成31.10.31」を「令和4.10.31」に改める。

旭川市の項医療法人社団功和会佐久間病院の事項中「平成31.10.31」を「令和4.10.31」に改め、同項中「医療法人整形外科進藤病院」を「整形外科進藤病院」に、「医療法人元生会森山病院」を「社会医療法人元生会森山病院」に改める。

帯広市の項黒澤病院の事項を削り、同項医療法人社団刀圭会協立病院の事項中「平成31.10.31」を「令和4.10.31」に改め、「独立行政法人国立病院機構帯広病院 帯広市西18条北2丁目16 令和4.6.30」を

「独立行政法人国立病院機構帯広病院 帯広市西18条北2丁目16 令和4.6.30」に改める。
帯広中央病院 帯広市西7条南8丁目1番地3 令和4.9.30」

紋別市の項小林整形外科の事項を削る。

富良野市の項中「平成31.10.31」を「令和4.10.31」に改める。

伊達市の項中「平成31.10.31」を「令和4.10.31」に改める。

石狩市の項石狩病院の事項中「平成31.10.31」を「令和4.10.31」に改める。

森町の項中「平成31.10.31」を「令和4.10.31」に改める。

江差町の項医療法人雄心会江差脳神経外科クリニックの事項中「平成31.10.31」を「令和4.10.31」に改める。

黒松内町の項中「寿都郡黒松内町字黒松内586番地1 令和4.6.30」を「寿都郡黒松内町字黒松内306番地1 令和4.10.31」に改める。

栗山町の項中「平成31.10.31」を「令和4.10.31」に改める。

日高町の項中「平成31.10.31」を「令和4.10.31」に改める。

浦河町の項中「平成31.10.31」を「令和4.10.31」に改める。

音更町の項医療法人徳洲会帯広徳洲会病院の事項中「平成31.10.31」を「令和4.10.31」に改める。

標茶町の項中「平成31.10.31」を「令和4.10.31」に改める。

北海道告示第736号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、浦河町土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

令和元年11月8日

北海道知事 鈴木直道

| 就退任の別 | 就退任年月日 | 理事・監事の別 | 氏名 | 住所 |
|-------|-----------|---------|--------|----------------|
| 就任 | 令和元.10.27 | 理事 | 佐々木 恵一 | 浦河郡浦河町字上杵白63番地 |
| 同 | 同 | 同 | 梅田 和義 | 荻伏町561番地の1 |
| 同 | 同 | 同 | 江谷 財持 | 字上絵笛41番地 |
| 同 | 同 | 同 | 岡崎 明弘 | 字上向別91番地の3 |
| 同 | 同 | 同 | 金石 勝利 | 字東幌別56番地 |
| 同 | 同 | 同 | 惣田 一之 | 字西幌別290番地の1 |
| 同 | 同 | 同 | 宮内 修 | 字西舎464番地の3 |
| 同 | 同 | 同 | 熊谷 哲夫 | 字上杵白470番地の6 |
| 同 | 同 | 同 | 竹内 博之 | 字野深82番地の1 |
| 同 | 同 | 同 | 野村 正 | 字野深484番地 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---------|----------|------------|-------------|
| 同 | 同 | 同 | 市川孝司 | 同 | 字姉茶419番地の1 | |
| 同 | 同 | 同 | 猿橋和彦 | 同 | 字東栄392番地の1 | |
| 同 | 同 | 監 | 事 馬道則幸 | 同 | 字野深79番地の2 | |
| 同 | 同 | 同 | 工藤泰広 | 同 | 字杵臼423番地の3 | |
| 退 | 任 | 同 | 元.10.26 | 理 事 中山重雄 | 同 | 字姉茶30番地の2 |
| 同 | 同 | 同 | | 佐々木恵一 | 同 | 字上杵臼63番地 |
| 同 | 同 | 同 | | 高村唯三 | 同 | 字絵笛105番地の3 |
| 同 | 同 | 同 | | 岡崎明弘 | 同 | 字上向別91番地の3 |
| 同 | 同 | 同 | | 金石勝利 | 同 | 字東幌別56番地 |
| 同 | 同 | 同 | | 惣田一之 | 同 | 字西幌別290番地の1 |
| 同 | 同 | 同 | | 宮内修 | 同 | 字西舎464番地の3 |
| 同 | 同 | 同 | | 熊谷哲夫 | 同 | 字上杵臼470番地の6 |
| 同 | 同 | 同 | | 梅田和義 | 同 | 荻伏町561番地の1 |
| 同 | 同 | 同 | | 中山育雄 | 同 | 字野深364番地の74 |
| 同 | 同 | 同 | | 野村正 | 同 | 字野深484番地 |
| 同 | 同 | 同 | | 狩野辰夫 | 同 | 字東栄360番地の2 |
| 同 | 同 | 監 | 事 馬道則幸 | 同 | 字野深79番地の2 | |
| 同 | 同 | 同 | | 工藤泰広 | 同 | 字杵臼423番地の3 |

北海道告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、当別土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道石狩振興局に備え置いて、令和元年11月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、美瑛川地区土地改良区連合から、次のとおり役員の就任の届出があった。

令和元年11月8日

北海道知事 鈴木直道

| | | | | |
|----------|---------|----|------|--------------------|
| 就任年月日 | 理事・監事の別 | 氏名 | 住 | 所 |
| 令和元.10.7 | 理 | 事 | 稲場実利 | 旭川市西神楽2線20号431番地の1 |

同 監 事 西田典文 同 西神楽1線7号90番地の6

北海道告示第739号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和元年11月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内846（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字幌内846（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第740号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年11月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字桜丘295の1地先・296地先・308地先（以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第741号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和元年11月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡幕別町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、幕別町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡幕別町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、幕別町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第742号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定によ

る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を利尻富士町役場の掲示場に掲示した。

令和元年11月8日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和元年北海道告示第693号
- 2 所在が不明な者 木村 ちか子

北海道告示第743号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、この告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

北海道知事 鈴木直道

| 路線名及び縦覧場所 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|--------------------------------------|---|----------|
| 道道平取厚真線 北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部 | 勇払郡むかわ町穂別栄109番3地先から 同郡むかわ町穂別栄109番2地先まで | 令和元.11.8 |
| 道道平取厚真線 北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部 | 勇払郡むかわ町穂別仁和713番地先から 同郡むかわ町穂別仁和5番4地先まで | 同 |
| 道道平取厚真線 北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部 | 勇払郡むかわ町生田316番1地先から 同郡むかわ町生田318番1地先まで | 同 |
| 道道平取厚真線 北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部 | 勇払郡むかわ町穂別栄104番5地先から 同郡むかわ町穂別栄104番3地先まで | 同 |
| 道道上幌内早来停車場線 北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部 | 勇払郡厚真町字吉野122番3地先から 同郡厚真町字吉野245番1地先まで | 同 |

北海道告示第744号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

北海道知事 鈴木直道

1 稚内都市計画臨港地区に係る事項

- (1) 都市計画の種類 臨港地区
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
 - ア 追加する土地の区域
 - 稚内市中央5丁目の一部
 - 稚内市開運2丁目の一部
 - イ 除外する土地の区域
 - なし

2 苫小牧圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
 - (2) 都市計画を定めた土地の区域
- | 種別名 | 称 | 起 | 点 | 終 | 点 | 主な経過地 |
|------|----------|-------|------|------|------|-------|
| 幹線街路 | 3・2・509号 | 美沢新千歳 | 苫小牧市 | 苫小牧市 | 苫小牧市 | 苫小牧市 |
| | | 空港通 | 字美沢 | 字美沢 | 字美沢 | 字美沢 |

3 千歳恵庭圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
 - (2) 都市計画を定めた土地の区域
- | 種別名 | 称 | 起 | 点 | 終 | 点 | 主な経過地 |
|------|---------|------|------|-------|------|-------|
| 幹線街路 | 3・2・54号 | 空港泉沢 | 苫小牧市 | 千歳市 | 苫小牧市 | 苫小牧市 |
| | | 大通 | 字美沢 | 柏陽5丁目 | 字美沢 | 字美沢 |

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁後志教育局告示第21号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年11月8日

北海道教育庁後志教育局長 櫻井 康雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) A重油その1（蘭越高校納入分）（1リットル当たりの単価） 27,000リットル
- (2) A重油その2（寿都高校納入分）（1リットル当たりの単価） 38,000リットル
- (3) A重油その3（余市養護学校しりべし学園分校納入分）（1リットル当たりの単価） 14,000リットル
- (4) A重油その4（小樽潮陵高校・小樽商業高校納入分）（1リットル当たりの単価） 154,000リットル
- (5) A重油その5（小樽桜陽高校・小樽未来創造高校納入分）（1リットル当たりの単価）

- 価) 198,000リットル
- (6) A重油その6（岩内高校納入分）（1リットル当たりの単価） 41,000リットル
- (7) A重油その7（余市紅志高校納入分）（1リットル当たりの単価） 35,000リットル
- (8) A重油その8（倶知安高校・倶知安農業高校納入分）（1リットル当たりの単価） 99,000リットル

2 落札を決定した日

- (1) 1の(1)から(5)まで 令和元年10月16日
- (2) 1の(6)から(8)まで 令和元年10月17日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)
 - ア 氏名 楠村商事株式会社
 - イ 住所 磯谷郡蘭越町昆布町377番地
- (2) 1の(2)
 - ア 氏名 寿都石油株式会社
 - イ 住所 寿都郡寿都町字矢追町583番地1
- (3) 1の(3)
 - ア 氏名 株式会社大星池田商店
 - イ 住所 寿都郡黒松内町字黒松内197番地
- (4) 1の(4)
 - ア 氏名 北海道中央食糧株式会社
 - イ 住所 札幌市東区北8条東2丁目1番25号

- (5) 1の(5)
 - ア 氏名 有限会社京極石油
 - イ 住所 虻田郡京極町字京極553番地
- (6) 1の(6)
 - ア 氏名 永井石油株式会社
 - イ 住所 岩内郡岩内町字大浜2番地の1

- (7) 1の(7)
 - ア 氏名 河辺石油株式会社
 - イ 住所 小樽市稲穂2丁目19番8号
- (8) 1の(8)
 - ア 氏名 有限会社京極石油
 - イ 住所 虻田郡京極町字京極553番地

4 落札金額

- (1) 86.00円

- (2) 82.00円
- (3) 84.00円
- (4) 60.90円
- (5) 64.80円
- (6) 72.00円
- (7) 62.50円
- (8) 76.00円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年8月27日付け北海道教育庁後志教育局告示第11号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道教育庁上川教育局告示第19号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年11月8日

北海道教育庁上川教育局長 河野 秀 平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式 54台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 令和2年1月31日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年11月8日（金）から同月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階302号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和元年11月19日（火）午前10時（送付による場合は、同月18日（月）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 200台

イ 予定時期 令和2年1月下旬頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和元年6月7日付け北海道教育庁上川教育局告示第2号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
また、北海道教育庁上川教育局のホームページ（http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujyohou.htm）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電 話 番 号 0166-46-5862

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer Kamikawa A area 54 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 19, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., November 18, 2019)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan
Phone : 0166-46-5862

道 公 安 委 員 会 規 則

金属くず回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年11月8日

北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第12号

金属くず回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金属くず回収業に関する条例施行規則（平成29年北海道公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（心身の故障により金属くず回収業の業務を適正に実施することができない者）

第2条の2 条例第4条第7号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により金属くず回収業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第3条第2項第1号ウ中「及びイ」を「からウまで」に、「ウまで」を「エまで」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び」を削り、「第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項」を「第3条第3項」に、「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 条例第4条第1号から第8号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第3条第2項第2号ウ中「前号イ」を「前号ウ」に改め、同号に次のように加える。

エ 役員に係る条例第4条第1号から第7号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第3条第2項第3号イ中「第1号イ」を「第1号ウ」に改め、同号に次のように加える。

ウ 条例第12条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第10条の次に次の1条を加える。

（心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者）

第10条の2 条例第12条第2項第3号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月8日

北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第13号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正す

る。

第2条中「又は別表1の2」を削る。

第24条中「第104条の4第5項」の次に「(法第105条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「別表1の2」を「別表1」に改める。

別表1中 「(申請による免許の取消し) 施行規則第30条の12第1項」を 「(申請による免許の取消し) 法第104条の4第5項 法第105条第2項 (運転経歴証明書の申請) 施行規則第30条の12第1項」に改める。

別表1の2を削る。

別記様式第29号中

| | | | |
|-------|-----|---------|----|
| フリガナ | | 生年月日 | 性別 |
| 氏名 | | 年月日 | |
| 現住所 | | 連絡先電話番号 | |
| 取消年月日 | 年月日 | | |

を

| | | |
|------|--|---------|
| フリガナ | | 生年月日 |
| 氏名 | | 年月日 |
| 現住所 | | 連絡先電話番号 |

に改める。

別記様式第31号中「第24条の2」を「第24条の3」に、

| | |
|---------------|--|
| 運転経歴証明書再交付申請書 | |
| 年月日 | |

| | | | |
|-----------------------|---------------|---------------|----|
| 公安委員会 殿 | | | 写真 |
| 再交付の申請をする理由(数字を○で囲む。) | 1 紛失 盗難 | 2 汚損 破損 | |
| フリガナ | | 生年月日 | 性別 |
| 氏名 | | 年月日 | |
| 現住所 | | 連絡先電話番号 | |

を

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 運転経歴証明書再交付申請書 | | 写真 |
| 年月日 | | |
| 公安委員会 殿 | | |
| フリガナ | | 生年月日 |
| 氏名 | | 年月日 |
| 現住所 | | 連絡先電話番号 |
| 再交付を申請する理由 | | |
| 運転経歴証明書の記載事項の変更の有無 | 有 ・ 無 | |

に改め、同様式注の事項を注2の事項とし、同事項の前に次の1事項を加える。

- 1 現に交付を受けている運転経歴証明書の記載事項に変更がある場合には運転経歴証明書の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該運転経歴証明書の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。

附則

- 1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。
 - 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の道路交通法施行細則の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて当分の間これを使用することができる。
-